

原管発官 R5 第 242 号  
令和 6 年 2 月 21 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小 早 川 智 明

### 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

#### 記

##### 1. 変更の内容

昭和 56 年 5 月 7 日付 56 資庁第 4427 号をもって認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、下線は含まない）。

##### 2. 変更の理由

###### (1) ホールディングス本社調達組織体制の見直しに伴う変更

調達に係る課題に対し、早期かつ一元的に対応できる体制を整えるため、原子力部門における 2 つの調達組織（原子力資材調達センター、廃炉資材調達センター）の機能を、新設する調達組織（調達部）に統合を行う。

本変更に伴い、関連する次の保安規定条文の変更を行う。

- ・ 第 4 条（保安に関する組織）

・第5条（保安に関する職務）

3. 施行期日

- （1）この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- （2）第4条及び第5条については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。

以 上

## 別 表

## 福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和 56 年 8 月 20 日	56 資庁第 10448 号
2	昭和 57 年 1 月 26 日	56 資庁第 17611 号
3	昭和 57 年 10 月 2 日	57 資庁第 11479 号
4	昭和 58 年 3 月 30 日	58 資庁第 3371 号
5	昭和 58 年 8 月 29 日	58 資庁第 11793 号
6	昭和 59 年 9 月 25 日	59 資庁第 10915 号
7	昭和 59 年 11 月 2 日	59 資庁第 12589 号
8	昭和 60 年 6 月 20 日	60 資庁第 7424 号
9	昭和 60 年 7 月 2 日	60 資庁第 8744 号
10	昭和 61 年 7 月 28 日	61 資庁第 8658 号
11	昭和 61 年 9 月 11 日	61 資庁第 11238 号
12	昭和 62 年 8 月 21 日	62 資庁第 10524 号
13	昭和 63 年 2 月 4 日	62 資庁第 16333 号
14	昭和 63 年 9 月 1 日	63 資庁第 9453 号
15	平成元年 3 月 31 日	元資庁第 3496 号
16	平成元年 6 月 27 日	元資庁第 6829 号
17	平成 2 年 3 月 23 日	2 資庁第 1878 号
18	平成 4 年 12 月 3 日	4 資庁第 10625 号
19	平成 5 年 10 月 7 日	5 資庁第 9765 号
20	平成 6 年 2 月 28 日	6 資庁第 126 号
21	平成 6 年 10 月 7 日	6 資庁第 10356 号
22	平成 7 年 2 月 23 日	7 資庁第 1199 号
23	平成 7 年 9 月 7 日	7 資庁第 8714 号
24	平成 8 年 6 月 14 日	8 資庁第 6099 号
25	平成 8 年 6 月 25 日	8 資庁第 7478 号
26	平成 8 年 10 月 11 日	8 資庁第 9732 号
27	平成 9 年 1 月 31 日	平成 09・01・09 資第 10 号
28	平成 9 年 4 月 7 日	平成 09・03・13 資第 29 号
29	平成 9 年 9 月 30 日	平成 09・07・22 資第 15 号
30	平成 11 年 9 月 8 日	平成 11・07・23 資第 19 号
31	平成 12 年 6 月 12 日	平成 12・05・19 資第 3 号
32	平成 13 年 1 月 5 日	平成 12・08・03 資第 4 号
33	平成 13 年 2 月 20 日	平成 13・02・15 原第 1 号
34	平成 13 年 3 月 30 日	平成 13・03・23 原第 17 号
35	平成 13 年 10 月 10 日	平成 13・09・11 原第 4 号
36	平成 13 年 5 月 7 日	平成 14・04・01 原第 12 号
37	平成 14 年 6 月 20 日	平成 14・06・05 原第 12 号
38	平成 14 年 8 月 28 日	平成 14・07・12 原第 8 号
39	平成 14 年 10 月 30 日	平成 14・10・18 原第 15 号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
40	平成 14 年 12 月 24 日	平成 14・11・15 原第 6 号
41	平成 15 年 7 月 23 日	平成 15・06・30 原第 49 号
42	平成 15 年 10 月 3 日	平成 15・09・01 原第 3 号
43	平成 15 年 12 月 17 日	平成 15・11・17 原第 10 号
44	平成 16 年 5 月 24 日	平成 15・12・24 原第 25 号
45	平成 16 年 6 月 18 日	平成 16・05・28 原第 37 号
46	平成 17 年 4 月 4 日	平成 17・03・16 原第 3 号
47	平成 17 年 5 月 20 日	平成 17・04・20 原第 24 号
48	平成 17 年 7 月 27 日	平成 17・07・12 原第 7 号
49	平成 17 年 8 月 22 日	平成 17・08・08 原第 26 号
50	平成 17 年 9 月 16 日	平成 17・09・01 原第 6 号
51	平成 17 年 11 月 28 日	平成 17・11・09 原第 4 号
52	平成 18 年 2 月 22 日	平成 18・01・27 原第 16 号
53	平成 18 年 7 月 18 日	平成 18・06・30 原第 20 号
54	平成 18 年 11 月 28 日	平成 18・11・13 原第 22 号
55	平成 19 年 1 月 24 日	平成 18・12・22 原第 9 号
56	平成 19 年 3 月 19 日	平成 19・03・05 原第 10 号
57	平成 19 年 7 月 9 日	平成 19・06・22 原第 9 号
58	平成 19 年 8 月 31 日	平成 19・07・31 原第 17 号
59	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・09・28 原第 39 号
60	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・11・30 原第 13 号
61	平成 19 年 12 月 25 日	平成 19・12・14 原第 10 号
62	平成 20 年 4 月 17 日	平成 20・04・03 原第 13 号
63	平成 20 年 6 月 17 日	平成 20・05・29 原第 18 号
64	平成 20 年 8 月 22 日	平成 20・07・11 原第 27 号
65	平成 20 年 12 月 12 日	平成 20・10・31 原第 13 号
66	平成 21 年 2 月 12 日	平成 21・01・28 原第 11 号
67	平成 21 年 6 月 8 日	平成 21・05・22 原第 6 号
68	平成 21 年 11 月 25 日	平成 21・10・30 原第 10 号
69	平成 22 年 1 月 22 日	平成 21・12・16 原第 8 号
70	平成 22 年 6 月 14 日	平成 22・05・26 原第 2 号
71	平成 23 年 11 月 28 日	平成 23・04・28 原第 14 号
72	平成 24 年 4 月 11 日	平成 24・03・15 原第 20 号
73	平成 24 年 4 月 19 日	平成 24・01・13 原第 15 号
74	平成 24 年 9 月 6 日	20120810 原第 44 号
75	平成 25 年 8 月 12 日	原管 B 発第 1308123 号
76	平成 26 年 1 月 22 日	原管 B 発第 1401221 号
77	平成 26 年 3 月 20 日	原規規発第 1403203 号
78	平成 26 年 7 月 23 日	原規規発第 1407235 号
79	平成 27 年 6 月 10 日	原規規発第 1506109 号
80	平成 27 年 6 月 12 日	原規規発第 1506122 号
81	平成 28 年 1 月 7 日	原規規発第 1601077 号
82	平成 28 年 3 月 3 日	原規規発第 1603032 号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
83	平成 28 年 3 月 24 日	原規規発第 16032419 号
84	平成 28 年 12 月 5 日	原規規発第 1612051 号
85	平成 29 年 4 月 3 日	原規規発第 1704035 号
86	平成 29 年 8 月 16 日	原規規発第 1708161 号
87	平成 31 年 1 月 30 日	原規規発第 1901302 号
88	平成 31 年 3 月 27 日	原規規発第 1903276 号
89	令和 2 年 5 月 26 日	原規規発第 2005264 号
90	令和 3 年 3 月 18 日	原規規発第 2103181 号
91	令和 3 年 4 月 28 日	原規規発第 2104287 号
92	令和 4 年 5 月 11 日	原規規発第 2205117 号
93	令和 5 年 3 月 22 日	原規規発第 2303222 号

別 添

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織) 第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織) 第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p>本ページ 変更なし</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>図4 【本社】</p> <p>図4 【福島第二原子力発電所】</p> <p>※※ → 廃止措置主任者</p> <p>※ → 所長</p>	<p>図4 【本社】</p> <p>図4 【福島第二原子力発電所】</p> <p>※※ → 廃止措置主任者</p> <p>※ → 所長</p>	<p>ホールディングス 本社調達組織体制 の見直しに伴う変更</p>



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第5条</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、廃止措置室、原子力人財育成センター、<u>原子力資材調達センター</u>の長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(中略)</p> <p>(11) <u>原子力資材調達センター</u>は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長、<u>原子力資材調達センター所長</u>及び廃止措置室長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、廃止措置室、原子力人財育成センター、<u>調達部</u>の長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(中略)</p> <p>(11) <u>調達部</u>は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長及び廃止措置室長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(省略)</p>	<p>ホールディングス 本社調達組織体制 の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<u>令和5年3月22日 原規規発第2303222号</u>）                      （施行期日）                      第1条                      この規定は、<u>令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）                      （施行期日）                      第1条                      この規定は、<u>原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u>  <u>2. 第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>ホールディングス                      本社調達組織体制                      の見直しに伴う変                      更</p>